

# 令和5年度 札幌市一時預かり事業（幼稚園型）募集要項

※ 補助金額については現時点での予定額であり、今後、変更となる可能性があります。

## 1 一時預かり事業（幼稚園型）とは

---

### (1) 事業の目的

札幌市が定める基準を満たした幼稚園及び認定こども園において、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった児童を預かることで、安心して子育てできる環境を整備するとともに、児童福祉の向上及び喫緊の課題である待機児童の解消に繋げることを目的とします。

### (2) 事業の概要

事業開始日時点で、札幌市が独自に定める基準を満たす幼稚園及び認定こども園を「一時預かり事業（幼稚園型）」（以下「預かり保育」という。）の実施施設として認定し、運営費の一部を補助します。

### (3) 事業の対象施設

幼稚園または認定こども園

### (4) 対象児童

原則として、当該事業を実施する施設に在籍している児童が対象となりますが、年間300人未満を限度として施設に在籍していない児童についても対象とすることができます。

預かり保育を利用するにあたっては、保育の必要性（新2号認定子どもである認定）の有無は問いません。

## 2 事業の実施要件について

---

### (1) 開所時間

正規の教育時間を含む10時間以上とします。

なお、市から補助を受けずに在園児に対する預かり保育を実施していた施設が新たに本事業を実施する場合は、事業開始年度から2年度間に限って、正規の教育時間を含む8時間以上とすることができます。

### (2) 休園日

土曜日、日曜日、祝・休日、12月29日から1月3日まで、その他各園が独自に定める休園日として1年度につき5日間まで（長期休業中に職員研修を実施する等特段の事情により休園する場合は更に5日間まで）とします。ただし、休園日に開所することを妨げるものではありません。

なお、市から補助を受けずに在園児に対する預かり保育を実施していた施設が新たに本事業を実施する場合は、事業開始年度から2年度間に限って、従前の私学助成補助等を受けて実施していた預かり保育の実施日数を下回らない範囲で定めることができます。

### (3) 定員

原則として、1日あたり30人以上とします。ただし、施設の1号認定子どもの利用定員が30名に満たない場合は、1号認定子どもの利用定員を下限として利用定員を定めるものとします。

なお、補助金の算定にあたっては、定員×開所日数と年間の延べ利用児童数を比較して低い人数が基準となりますので、直近の受け入れ実績等を踏まえて定員を設定してください。

### (4) 職員配置について

札幌市児童福祉法施行条例（以下「条例」という。）第182条第2項の規定に準じ、保育する対象児童の年齢及び人数に応じた保育士、保育教諭または幼稚園教諭を保育従事者として配置します。

保育従事者のうち、専従保育従事者の人数は、原則として2人を下回ることはできませんが、預かり保育と通常教育・保育の提供が一体的に行われており、預かり保育を行うにあたって、通常教育・保育に従事する職員による支援を受けることができる場合は、専従保育従事者を1人とすることができます。

#### ア 保育従事者について

預かり保育に従事する職員は、原則として常勤職員（正職・臨時の雇用形態は問わず、幼稚園等の就業規則等に規定する常勤職員をいう。以下同じ。）としますが、常勤職員を配置することが困難である場合は、非常勤職員を配置しても差し支えありません。

#### イ 専従保育従事者について

条例（最低基準）で規定されている必要職員等、施設型給付費上の必要職員、各種加算及びその他補助金で必要な職員等以外の保育従事者を意味します。

専従保育従事者は、事業実施時間において専ら預かり保育に従事することを求めているものであり、教育課程時間など、預かり保育を行っていない時間帯に教育・保育活動を行うことや他の事業に従事することを妨げるものではありません。また、勤務形態（常勤・非常勤の別）を問いません。

**専従保育従事者として配置する職員がいない場合は、預かり保育の受け入れ実績があったとしても補助対象となりません。**

#### ウ 教育課程担当職員が教育課程時間と預かり保育に従事する場合

【例】午前中は教育課程上の活動を担当し、午後は預かり保育を担当する場合

①午後の人件費が施設型給付費の対象になっている場合

預かり保育に従事することはできますが、専従保育従事者となることができません。また、当該職員の人件費を預かり保育の補助金に計上することができません。

②午後の人件費が施設型給付費の対象になっていない場合

専従保育従事者となることができます。また、当該職員の人件費の一部（施設型給付費の対象となっておらず、かつ、預かり保育への従事に該当する部分）を預かり保育の補助金に計上することができます。

(5) 保育室について

事業を実施するための専用の部屋を確保して実施することを原則としますが、専用の部屋を確保しなくても事業の実施に支障がない場合には、空きスペースで実施しても差し支えありません。

いずれの場合にも、条例第 181 条の規定に準じた面積・設備の基準を遵守し、専用の部屋を設けない場合には、入所児童と預かり保育の対象児童を併せて基準を満たすよう留意が必要です。

### 3 補助金額について

(1) 補助基準額について

補助基準額は基本分、長期休業日分、休日分、長時間加算分及び各種加算で構成されます。

ア 基本分

平日の教育時間前後（教育時間を含む 8 時間）の利用に対して適用します。

年間延べ利用児童数に応じて、下記のとおり変動します。

適用条件	補助単価
年間延べ利用児童数（※ 1）2,000 人超	400 円（児童 1 人あたり日額）
年間延べ利用児童数（※ 1）2,000 人以下	800,000 円を年間延べ利用児童数（※ 2） で除した額（1 円以下四捨五入） + 800,000 円を年間延べ利用児童数（※ 2） で除した額（1 円以下四捨五入）から 400 円を減じた額（10 円以下切捨て）

※ 1 特別支援児童加算の対象となる児童を除いた平日及び長期休業期間中の利用児童数

※ 2 特別支援児童加算の対象となる児童を除いた平日の利用児童数

イ 長期休業日分

園則等で一定期間を通じた休園日として定める期間（夏休み等）の利用に適用します。

補助単価：400 円（児童 1 人あたり日額、4 時間分）

#### ウ 休日分

土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用に適用します。

補助単価：800円（児童1人あたり日額、8時間分）

#### エ 長時間加算分

ア～ウで規定する時間を超えた利用に対して適用します。

- ・平日・休日分：150円～450円（児童1人あたり日額）
- ・長期休業日分：100円～850円（児童1人あたり日額）

#### オ 就労支援型施設加算分

- ・事務職員の配置6か月以上の場合：1,383,200円（1施設あたり年額）
- ・事務職員の配置6未満の場合：691,600円（1施設あたり年額）

次の要件を全て満たす施設に対して適用します。

- ・平日及び長期休業中の双方において11時間以上（平日については教育時間含む）の預かりを実施していること。
- ・地域型保育事業の連携施設（卒園後の受入先）となっており、利用定員（3号定員を除く）の5%以上の受入枠を設定していること。
- ・預かり保育の事務を担当する職員（※）を追加で配置すること（公定価格における基本分単価及び各種加算額に該当しない事務職員を追加配置することが条件）  
※事務職員の雇用形態や勤務時間に関する条件はありません。

#### カ 保育体制充実加算分

2,892,400円（1施設あたり年額）

①または②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設に対して適用します。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①平日及び長期休業中の双方において、11時間以上（平日については教育時間含む）の預かり保育を実施していること。</li><li>②休日（土曜日含む）において年間40日以上を預かりを実施していること</li><li>③年間延べ利用児童数が2,000人超であること</li><li>④専従保育従事者の数が2名を下回ることがないこと</li></ul> |
|---|

#### キ 特別支援児童加算

4,000円（特別な支援を要する児童1人あたり日額）

次の要件を全て満たす施設に対して適用します。

- ①補助申請に対し、保護者の同意を得ていること。
- ②教育上特別な支援を要することについて、下記の証明を得られること。
  - ・身体障がい者手帳
  - ・療育手帳

- ・ 特別児童扶養手当障害認定通知書
- ・ 障害児通所支援受給者証または障害児通所給付費支給決定通知書
- ・ 判定書

③特別な支援を要する児童を受け入れる施設において、当該児童が預かり保育を利用した場合に、実施要綱第6条で定める職員配置基準に基づく職員配置以上に保育従事者を配置すること。

## (2) 在籍園児以外の児童について

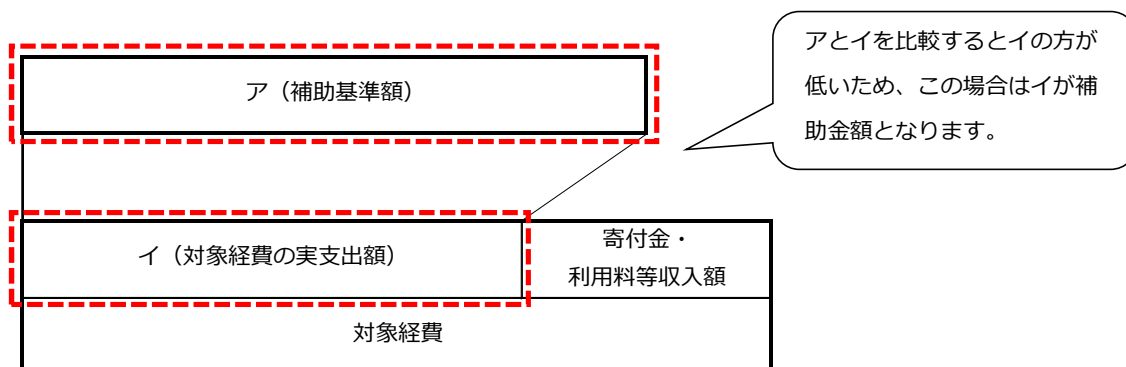
原則として、施設に在籍していない児童を預かる場合には一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）を実施していただきますが、年間延べ利用児童数が300人未満の場合は、幼稚園型により補助対象とすることができます。この場合の補助基準額は、休日及び長時間加算の単価に年間延べ利用児童数を乗じて得た額となります。

## (3) 補助金額について

補助金額は、補助基準額と預かり保育に要した費用から寄附金その他の収入額（利用料等）を差し引いた額（対象経費の実支出額）を比較して少ない方の額を補助します。

ア 補助基準額 = 基本分 + 長期休業日分 + 休日分 + 長時間加算分 + 各種加算

イ 対象経費の実支出額 = 対象経費（※） - 寄付金・利用料等収入額



※対象経費は、下記の預かり保育の運営に関する経費となります。

- ・ 保育に従事する者の給与や福利厚生費等の人件費
- ・ 物品購入費や水道光熱費、各手数料等の事務費
- ・ 給食費や被服費、保育材料費等の事業費

## 4 利用料について

各園で設定していただいて構いませんが、原則として3(1)の補助基準額と同額程度とし、これと異なる金額を設定する場合は事前に保護者へ説明のうえ同意を得てください。

<参考>

札幌市児童福祉法施行条例（平成26年条例第51号）【抜粋】

（設備）

第 181 条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- (2) 乳児及びほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につきそれぞれ 3.3 平方メートル以上とすること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（市長が特に認める場合にあっては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上とし、屋外遊戯場の面積は同号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とすること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) （省略）

（職員）

第 182 条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設においては、栄養士又は管理栄養士を置く場合に限り、調理員を置かないことができる。

2 前項の保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね 20 人につき 1 人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「就学前保育等推進法」という。）第 7 条第 1 項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあっては、幼稚園（学校教育法に基づく幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に 1 日に 4 時間程度利用する幼児（以下この項において「短時間利用児」という。）おおむね 35 人につき 1 人以上、1 日に 8 時間程度利用する幼児（以下この項において「長時間利用児」という。）おおむね 20 人につき 1 人以上）、満 4 歳以上の幼児おおむね 30 人につき 1 人以上（認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね 35 人につき 1 人以上、長時間利用児おおむね 30 人につき 1 人以上）とする。ただし、一の保育所につき 2 人を下ることはできない。